主な内容
2面　会長あいさつ、論説
　　早期陳情・一斉陳情を実施
3面　当面の問題シリーズ157
4～6面　第60回定期大会議案
　　第1号議案、第2号議案

東京税政連

発行所　東京税理士政治連盟
〒151－0051　東京都渋谷区千駄ヶ谷5－11－1
東京税理士協同組合会館3階
電　話　03（3356）4479
【URL】https://t-zeisei.jp
編集発行人
広報委員長　森下　基樹

総務会 幹事会
第60回定期大会議案を決定

本連盟では、第60回定期大会に向け、幹事会（7月22日／更生保護会館）、総務会（8月19日／東京税理士会館）を開催して、大会議案を決定した。大会では例年の議案に加え、第3号議案として、「東京税理士政治連盟規約の一部改正承認の件」を平成30年度以来8年ぶりに審議することとしている。

第3号議案　東京税理士政治連盟規約の一部改正承認の件

本連盟では、昨年11月に規約改正検討PT（矢ノ目忠座長）を設置して、規約改正の検討を行ってきた。この紙面ではそのうち、特に重要な条文を掲載する。

【改正の目的】

本連盟規約について、①本連盟の目的をより明確にするとともに単位税政連との関係を再構築する、②事業内容を整理する、③総務会の機能を見直す、④本連盟における単位税政連の会費納入会員の位置付けを明確にする、⑤ウェブ会議及び書面議決に関する規定を新設する、⑥顧問及び相談役の任期を原則、終身とする、⑦章立ての変更や条文を整理することで、より分かりやすい構成とする、⑧その他文言を整理する。

以上が本連盟規約を改正する目的である。

改正案	現行
（目的） 第2条　本連盟は、税理士の社会的使命に鑑み、東京税理士会及び日本税理士会連合会の方針に沿って、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行うことを目的とする。	（目的） 第2条　本連盟は、税理士の社会的使命に鑑み、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行うことを目的とする。
（事業） 第3条　本連盟は、前条の目的を達成するため、日本税理士政治連盟及び単位税理士政治連盟（東京税理士会の支部の区域毎に組織する政治団体をいい、以下「単位税政連」という。）と連携して、次の事業を行う。 (1)納税者の代理人としての税理士制度を実現するための政治活動 (2)公平、中立、簡素な租税制度を実現するための政治活動 (3)税務行政における適正手続確立を実現するための政治活動 (4)政党及び国会議員等に対する陳情等の政治活動 (5)単位税政連の運営に関して行う助言及び支援 (6)単位税政連及び単位税政連の会員に対する情報提供並びに機関紙の発行 (7)東京税理士会との連絡調整及び連携の強化並びに同会の税理士会員の政治意識の高揚に関する施策 (8)前各号のほか本連盟の目的達成のために必要な事業	（事業） 第3条　本連盟は、前条の目的を達成するため、日本税理士政治連盟及び単位税理士政治連盟（東京税理士会の支部の区域毎に組織する政治団体をいい、以下「単位税政連」という。）と連携して、税理士及び納税者の政治意識の高揚を図り、次の事業を行う。 （1）納税者の代理人としての税理士制度を確立及び納税者の租税倫理の高揚を期するための諸施策 （3）納税者の実態に即した租税制度の実現のための政治活動 （4）租税法律主義に基づく民主的税務行政実現のための政治活動 （2）政府、政党及び国会議員等に対する、陳情、請願等の政治活動 ＜新　設＞ （5）単位税政連及び単位税政連の会員（以下「会員」という。）に対する情報提供及び機関紙の発行 （6）東京税理士会との連絡調整及び連携の強化 （7）同　左
（総務会） 第17条　本連盟に総務会を置き、大会に提案する議決事項のうち、単位税政連又は会員の利害に直接関係のある事項として総務会に諮問された事項を審議決定させる。	（総務会） 第17条　本連盟に総務会を置き、本連盟の運営及び事業活動に関する重要事項を審議決定する。
（会費納入会員数への置換） 第34条の2　第4条の2の規定により単位税政連が本連盟に報告した会員数と前条第1項に定められた会費を納入した会員数（以下「会費納入会員数」という。）が異なる場合、本連盟は、第4条の2の規定に基づく会員数を当該単位税政連の会費納入会員数に置き換える。	＜新　設＞ ［説明］単位税政連の会員数について、各単位税政連から納入された会費の額から算出した会員数が最も実態に近いと思われるので、その数値を使用することとした。
（会費納入会員名簿等提出の要請） 第34条の3　本連盟は、会長が必要と認めるときは、単位税政連に対し、当該単位税政連が保有する会費納入会員（第34条第1項に定める単位税政連に会費を納入した会員をいう。）の名簿その他の資料の提出を求めることができる。	＜新　設＞ ［説明］組織強化のためには、単位税政連の会費納入会員の把握が基本となるので、名簿の提出要請が可能となる条文を新設することとした。
（個人情報等の取扱い） 第34条の4　本連盟は、取得した会員又は会員以外の者の個人情報並びに個人番号及び特定個人情報は、関係法令の規定に従い適正に利用し、取得の目的以外の用途では利用しない。また、取得の目的を達した後は、直ちに廃棄するものとする。	＜新　設＞ ［説明］個人情報の保護については、法令上の要請があり、時代の趨勢に鑑みても規定が必要であることから、新設することとした。

第60回定期大会・研修会のご案内

今年度は第60回の記念大会となりますので、例年以上に多くの会員の皆さまにご出席賜りますようお願い申し上げます。

研　修　会
日　程　令和8年9月16日（水）
開催時間　午後1時～2時
会　場　京王プラザホテル南館5階エミネンスホール
講　師　衆議院議員 玉木雄一郎氏（国民民主党代表）
テーマ　インフレ時代の税制はどうあるべきか!?
※事前申込みは不要です。当日、研修カードをご持参ください。
※講師は公務の都合により変更になることがあります。あらかじめご了承ください。

議　案
第1号議案　令和7年度運動経過並びに組織活動報告承認の件
第2号議案　令和7年度収支決算報告承認の件
第3号議案　東京税理士政治連盟規約の一部改正承認の件
第4号議案　令和8年度運動方針決定の件
第5号議案　令和8年度組織活動方針決定の件
第6号議案　令和8年度収支予算決定の件
第7号議案　第60回大会決議決定の件

第60回定期大会
開催時間　午後2時15分～5時
場　所　京王プラザホテル南館5階エミネンスホール
新宿区西新宿2-2-1
☎03（3344）0111（代）

懇　親　会
開催時間　午後5時30分～7時
会　場　京王プラザホテル本館4階　花
会　費　5,000円
来　賓　衆参国会議員、東京都議会議員等

季節用

アクリル板（原油精製・ナフサ由来）を加工して、ケースを菓子メーカーに納品する某中小企業は、材料不足と仕入コスト上昇により赤字転落の危機にある。本来は、適正な原価・経費に適正な利潤を加えたものが売価であり、コスト上昇分は売価の値上げで対処しようとしているが、価格決定権を納品先が持っている場合は、それも厳しい。そして、経営状況が赤字でも消費税の納税義務はあるので、資金状況はさらに厳しくなる。また、菓子メーカーは包装材（ナフサ由来）不足により、新製品発売を見送っており、市場全体が縮小になる見込みだ▼政府は、ナフサは代替調達などの努力により足りていると説明する。しかし、事実として末端の現場では、ナフサ由来の石油製品には不足感がつきまとう。さらに円安による海外調達品のコストアップが追い打ちをかける▼判断の衝にある者は、現場を見て判断すべきところであるが、現状は果たしてどうか。経済運営は、気合と根性ではなく、末端の現実まで目を通した上での、合理的かつ柔軟な意思決定が求められる。中小企業の多くが経営危機になり得る状況の中、政府には真の知力の発揮と、総合的な対策が求められている。

会長あいさつ

果実は全ての会員に！

平井　貴昭

9月を迎え、今後、令和9年度税制改正に向けた議論が深まることと思います。本連盟では、例年5月頃に早期陳情を実施していましたが、本年は飲食料品の消費税ゼロ税率や給付付き税額控除など大きな改正が見込まれていたことから、一か月早め、4月に衆参国会議員27名（秘書対応等含め総計59名）に陳情いたしました。消費税の税率について税理士会は、「単一税率を維持したうえで、低所得者対策としては何らかの給付措置を講じることで対応するべき」と主張していますので、その旨を陳情しました。

また、8月にも一斉陳情を行いました。4月に陳情した消費税の税率等に加え、法人版事業承継税制の特例措置が令和9年12月31日に適用期限を迎えるため、これに代わる新たな贈与税及び相続税の猶予制度を創設すること、同じく令和9年3月31日に適用期限を迎える中小企業者等の法人税率の特例について、その適用期限の延長などを陳情しました。

本連盟では9月以降も、税理士会の税制改正要望が一つでも多く実現できるよう国会議員に対するロビー活動を続けていきます。自民党の税制改正のプロセスは、自民党内の各部会から提出された要望事項（税理士会の要望は財務金融部会が取りまとめます。）を税制調査会で審議し、税制改正大綱を取りまとめます。その後、この大綱が政府（財務省）に手渡され、税制改正法案が作成されて、国会で審議し決定されます。本連盟では、このプロセスに沿って、令和9年度税制改正大綱に税理士会の要望が多く取り入れられるよう活動します。

このように、我々政治連盟は、東京税理士会や日本税理士会連合会の方針に従い、税理士会の税制改正要望の実現にむけた活動を毎年行っています。政治連盟の活動により税理士会の要望が実現した際には、全ての税理士がこれを享受することになります。是非、税政連の活動にご理解とご協力をお願いいたします。

早期陳情・一斉陳情を実施

本連盟は、4月に国会議員59名（秘書対応・ポスティングを含む）に早期陳情を、8月に国会議員61名（秘書対応・ポスティングを含む）に一斉陳情を実施し、令和9年度税制改正要望事項を強く訴えた（写真＝順不同）。

4月・萩生田光一議員（自民）

論説

令和8年度税制改正

令和7年参議院選挙、令和8年衆議院選挙においては「税」が主たる争点になりましたが、特に両選挙を通じて長引く物価高騰対策として「消費税」が最も大きく取り上げられました。現在も飲食料品について2年間消費税を1%とする議論が続いています。

令和8年度税制改正における所得税改正は次の様な理念に基づいています。物価高への対応と実質的な手取り額の維持、年収の壁解消と就業調整の是正、中低所得者への配慮と強い経済の実現などになります。

特に、物価高への対応と実質的な手取り額の維持、すなわちインフレによる実質賃金の目減りを防ぎ、国民の実質的な手取り額を維持するための対応が導入されたことは意義深いと思います。令和8年度税制改正大綱が決定された直後、東京税理士政治連盟では政策委員会が速報を出しております。その中で我々の要望項目のうち令和8年度の決定項目として、基礎控除及び給与所得控除に消費者物価指数（総合）の上昇率に応じた調整をする仕組みが導入されたことが、物価上昇局面における対応として報じられています。

所得税の基礎控除等の額が定額で固定されている場合、インフレ時においては控除の実質的な価値が減少しその結果、インフレによる膨張部分にも税負担が発生してしまうという課題があります。

制度会計では時価主義会計は導入されていませんが、利益概念を考えるときにリアルインカムという考えがあります。これは収益、費用ともに同じ購買力単位に修正し差し引きして利益を算出する考え方です。基礎控除等は物価上昇の局面においては、控除の実質的な価値が減少し、結果として実質的な税負担が上昇してしまいます。ここに名目上の金額に課税されずに実質賃金を確保するという一条の理想の光を通すことができたのではないかと思います。

消費税については議論が進行中ですが、上記の消費者物価指数（総合）の導入は、納税者の実質的な手取り額を維持し、物価上昇局面における公平な税負担を確保し、物価に合わせてパート・アルバイトの働き控えを抑制する後押しになるものと思われます。

控除の引き上げによる分配が消費を呼び、実質的なGDP成長につながり強い経済の実現に向かうことを期待したいと思います。

（平野弘道）

8月・松本洋平大臣（自民）

4月・塩入清香議員（参政）

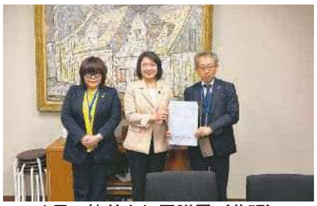

4月・竹谷とし子議員（公明）

4月・青木愛議員（立憲）

8月・奥村祥大議員（国民）

8月・阿部司議員（維新）

8月・落合貴之議員（中道）

8月・岡本三成議員（中道）

税理士事務所と関与先を守る安心の補償

税理士職業賠償責任保険

加入のおすすめ

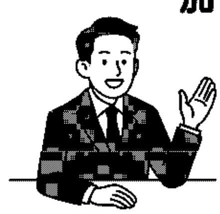

この保険【主契約】では、税理士の過失がなければ納付を免れることができた「多く払い過ぎた本税」「還付が受けられなかった本税」を主としてお支払いの対象としています。

（例）・税法上の選択誤りや届出失念
　2割特例の適用誤り
　簡易課税／一般課税　シミュレーション誤り
　簡易課税制度選択届出書の提出失念
・優遇措置の適用失念
　事前確定届出給与に関する届出書の記入誤り、提出失念
　賃上げ促進税制の計算誤り、適用失念
　小規模宅地特例の適用誤り
・一般に修正が認められるケースでの更正請求の期限徒過

依頼者に損害を与えた場合に、賠償が可能であることが職業専門家としての要件とも言われています。
専門家責任を果たすための一つの手段として、加入をおすすめしています。

保険契約者（団体契約）日本税理士会連合会

お問合せ先　(株)日税連保険サービス　〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館5階　電話0120-390-912　FAX 03-5435-0907　https://www.zeirishi-hoken.co.jp

消費税の法的構造と逆進性対策

―軽減税率・給付付き税額控除を超えて、所得連動型直接給付制度へ―

「当面の問題」シリーズ 157

1．はじめに

消費税の逆進性対策は、軽減税率か給付付き税額控除かという制度選択として議論されることが多い。しかし、消費税制の法的構造は応能負担原則と整合していると言えるのだろうか。本稿では、消費税の法的構造を整理したうえで、所得連動型直接給付制度を中心とした逆進性対策を考える。

2．社会保障国民会議

令和8年2月8日投開票の衆議院総選挙で、自民党は物価高対策として食料品の消費税率ゼロと将来的な給付付き税額控除の導入を公約に掲げた。これを受け、同月26日に内閣官房を事務局とする社会保障国民会議が設置され、実務者会議及び有識者会議で制度設計の検討が進められた。小野寺五典・実務者会議議長提案の中間とりまとめ案では、中低所得の現役勤労者の手取り増加と就労促進を目的として、税・社会保険料を含む純負担率を調整する「所得に連動したきめ細やかな給付」を令和11年度に導入する方針が示された。制度は個人単位を基本とし、所得に応じて給付額を調整するとともに、子どもの人数に応じた加算や非課税者への定額給付を検討するほか、金融所得や資産の反映、人的控除及び社会保険制度の見直しを含め、税と社会保障を一体的に改革する方向性が示されている（図参照）。

3．諸外国の制度

諸外国では、消費税（付加価値税）の逆進性対策として、軽減税率よりも低所得者等への直接給付を重視する傾向にある。米国やカナダでは、税額控除と給付を組み合わせた制度により所得再分配と就労促進を図っている。一方、英国はユニバーサル・クレジット、シンガポールはGSTバウチャー制度により、直接給付を中心とした制度を採用し、いずれも一定の資産要件を設けている。このように制度設計は国ごとに異なるものの、OECDの研究では、軽減税率は高所得者にも恩恵が及ぶため費用対効果が低く、低所得者に対象を限定した直接給付の方が再分配効果に優れていると評価されている。次章では消費税の逆進性対策を論じる前に、消費税制そのものの法的構造を確認したい。

4．消費税の法的構造と応能負担原則

まず消費税制の概要を確認する。日本の消費税は、昭和63年12月の抜本的税制改革の一環として導入され、平成元年4月から実施された。令和7年度一般会計税収の決算額（概数）によれば、消費税収は国税収入の約30％を占めている。消費税は課税ベースが広く、所得税や法人税に比べ景気変動の影響を受けにくいことから安定財源とされている。公共経済学やOECDの研究では、所得課税に比べ経済成長への影響が相対的に小さい一方、公平性との間にトレードオフがあると指摘されている。

ところで、消費税法は事業者を納税義務者としているため、実質的負担者である消費者には租税法律関係の当事者としての法的地位が認められていない。事業者が消費税やコスト増を価格転嫁できず資金繰りに窮して消費税を納付できなかった場合でも、消費者は自ら負担した消費税についても権利を主張することはできない。東京地裁平成2年3月26日判決及び大阪地裁平成2年11月26日判決も、消費者は実質的負担者ではあるが納税義務者ではなく、消費税相当額は商品や役務の対価の一部にすぎないとして、租税法律関係の当事者ではないと判示している。国民は申告納税制度のなかで自ら租税債務を確定させる権利を有し、自ら申告納税することを通して主体的に政治に参加するものと解することができるため、この点は国民主権及び租税民主主義との関係から検討を要する問題である。

また、応能負担原則の観点からみると、消費は所得や資産ほど担税力を的確に反映する指標とはいえない。消費税は、障害等の事情により働くことができない低所得者にも課税される。各人の担税力に応じて累進課税が可能な所得税等の直接税を基幹税とし、消費税はこれを補完する税と位置付けることが望ましい。したがって、消費税の逆進性対策は、単なる給付制度の設計論ではなく、消費税の法的構造及び応能負担原則を踏まえ、税体系全体の在り方として検討すべき課題である。

5．簡素で効率的な逆進性対策と税体系の再構築

消費税の逆進性対策としての税額控除は、世界の歴史的には、所得再分配や就労促進を税制の中で実現するという考え方に基づいて導入された。一方、日本では、近年、コロナ禍における定額給付金や、令和6年度に実施された定額減税に伴う給付の実績がある。また、自治体内の情報活用や行政機関間の情報連携を可能にする「公共サービスメッシュ」の整備がデジタル庁により進められ、令和8年1月からは、府省庁等に向けた行政機関間情報連携の共通サービスの提供が開始されている。個人情報の取扱いに十分配慮しつつ、このようなインフラを活用し、税額控除制度を介さずに所得に応じた直接給付を行う方が、事務負担及び行政コストは軽減され、国民にとって理解しやすく、簡素かつ迅速な仕組みを構築できる。したがって、日本においては、将来的にも「給付付き税額控除」そのものを制度目的とするのではなく、物価高対策や消費税の逆進性対策として、効率的でタイムラグの少ない所得連動型給付制度を整備すべきではないか。

消費税の逆進性対策は、軽減税率か給付付き税額控除かという制度選択にとどまらない。応能負担原則との調和を図る観点から、税収に占める消費税への過度な依存を抑制するとともに、所得再分配機能を高めるため、所得税の人的控除を所得控除方式から税額控除方式に改めるなど、応能負担原則に基づく簡素な税体系全体の再構築という視点から検討されるべき課題である。

（政策副委員長　石山貴裕）

【参考文献】

・社会保障国民会議「給付付き税額控除等に関する実務者会議（第19回）資料」（2026年7月16日）

・OECD（2024）Consumption Tax Trends 2024, Chapter2,2,2.

・Johansson, A. 他（2008）"Taxation and Economic Growth," OECD Economics Department Working Papers, No.620.

・スティグリッツ／ローゼンガード『公共経済学　第3版　下』（東洋経済新報社、2022年）

・金子宏『租税法　第24版』（弘文堂、2021年）

・財務省主税局「令和7年度一般会計税収の予算額と決算額（概数）」

・北野弘久『税法学原論　第9版』（勁草書房、2022年）

・デジタル庁「公共サービスメッシュ」

「所得に連動したきめ細かな給付」の本格導入のイメージ（中間とりまとめ(案)）

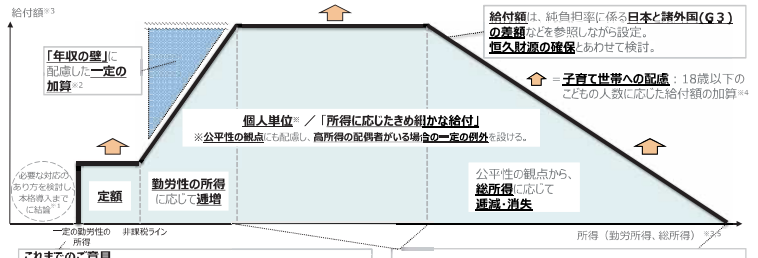

これまでのご意見

・被用者保険の適用；所得 約32万円超（収入 約106万円超）※6

・給与所得ゼロ：　所得　0万円超（収入　74万円超）

・雇用保険の適用：　（収入 約 53万円超）

給付付き税額控除等に関する実務者会議（令和8年7月16日）資料より抜粋

給付に係る閾値となる所得水準は、純負担率や純負担額の国際比較等を参照しながら設定。恒久財源の確保とあわせて検討。

※ 給付が消失する水準は、諸外国では概ね平均年収の50%前後。

○ 単身者、個人事業者、フリーランス、高齢者（就労し、純負担が現役並みの中低所得高齢者）も対象。

※1　給付の対象外で支援が必要な方を丁寧に把握した上で、給付と相談・就労支援の一体的な実施を含め、必要な対応のあり方を財源とともに検討し、可能なものについては令和11年度からあわせて実施できるよう、本格導入までに結論。その際、国民年金や国民健康保険の減免・軽減制度などの必要に応じた拡充を含め、幅広く選択肢を検討。

※2　「年収の壁」による手取りの減少を踏まえ、第3号被保険者制度の見直しや被用者保険の適用拡大の更なる加速により「年収の壁」が解消するまでの時限的な措置。就労促進の観点から「年収の壁」に直面する方に対して手厚い給付を行うこととそれ以外の方に対する給付を含めた総合的なバランス等を勘案して設定することとし、給付の重点化をどの程度図ることが可能であるかを含め検討。

※3　給付に係る閾値となる所得水準及び給付額については、定期的に見直すことが可能な弾力的な仕組みとする。

※4　子育て世帯に配慮することについては、制度の複雑化に対する懸念から慎重な意見があった。

※5　金融所得については、制度を精緻化する中で対応。預金の利子所得も、遠くない将来の課題として検討。

※6　正社員に比べて時間・日数が4分の3未満の短時間労働者についての要件に関する目安。

ずっと安心するために、マイナンバーも電子申告も 達人シリーズ！

自由に組み合わせOK!

導入品目数に応じてソフトを割引サービス!

※ソフト保守料・電話サポート込

6品目以上導入 ▶ 6 %OFF

8品目以上導入 ▶ 8 %OFF

10品目以上導入 ▶ 10 %OFF

お客様に満足いただいている理由の第1位は、「カンタンで使いやすい！」こと。
「価格の安さ」で「達人」に乗り換えていただいたお客様からも、
「使いやすさ」に高い評価をいただいています。

※別途組合費・出資金のご負担をお願いいたします。

東京税理士会データ通信協同組合　Tel: 03-3341-0260　URL: http://tokyo.zenkoku-data.net　E-mail: eigyou@tokyodata.or.jp

第60回定期大会議案（抜粋）

本連盟では来る9月16日、第60回定期大会を京王プラザホテルで開催する。本紙面では第1号議案及び第2号議案の抜粋を掲載するので、ご一読の上、当日ご出席いただきたい。

第1号議案　令和7年度運動経過並びに組織活動報告承認の件
（令和7年7月1日から令和8年6月30日まで）

一　運動経過

本連盟は、令和7年9月18日開催の第59回定期大会で承認された運動方針、重点施策及び組織活動方針に基づき、税制改正、税理士法改正及び組織強化等の諸課題に積極的に取り組み、税理士、納税者及び中小企業の視点に立って運動を強力に展開した。以下、重点運動ごとに報告する。

> **重点運動1．** 税理士に対する信頼と納税者利便の向上を図る観点から更なる税理士制度の発展を目指して、税理士会が志向する税理士法改正の実現に向けた運動を行う。

1．税理士会が志向する次なる税理士法改正に向け、各方面の情報収集を行った。

2．最近の税理士法改正の内容について会員の理解を増進するため、「税理士のためのポケットブック2026」に「5 税理士法改正の実現」を掲載し、令和4年及び平成26年改正について東京税理士会（以下「東京会」という。）の税理士会員に内容を周知した。

3．税理士法人からの要望を聴取し、本連盟の要望（東京会の意見）の形成等に資するため8月27日、衆議院第一議員会館において「税理士法人制度シンポジウム『税理士法人を考えるⅠ』」を東京会との共催により開催し、会員247名が出席した。当日は関係資料を掲載したパンフレットを配付したほか、機関紙号外(4面)を作成し、東京会会報「東京税理士界」12月号に同封して東京会の税理士会員に送付した。さらに、当日配付パンフレットのほか関係資料を所収した報告書を作成し、日本税理士政治連盟（以下「日税政」という。）など関係各所に送付した。

令和8年度においても同様に、「税理士法人制度シンポジウム『税理士法人を考えるⅡ』」を開催することとして準備を行った。

> **重点運動2．** 税理士制度の根幹を成す強制入会制度及び税理士業務の無償独占堅持のため、関連法制度の改正動向等に適切に対応する。

税理士制度の根幹に関わる「強制入会制度」や「税理士業務の無償独占」などについては、過去には規制改革委員会（規制緩和推進計画）やWTO／GATS協議等で検討が行われたことがあったが、令和7年度においては政府機関や諸外国との貿易交渉等においても特に大きな議論とはなっていない。

> **重点運動3．** 税理士の業務に影響を与え又は職域の侵害となるような諸制度の動向等に対して厳格に対応する。

税理士の業務に影響を与え、又は職域の侵害に繋がるような諸制度の動向等は、特に見られなかった。また、隣接業種から制度的な侵害となるような動向も見当たらなかった。

> **重点運動4．** 税務に関する専門家として、中小企業に過度な負担をもたらすことのないよう、納税者の声が反映された税制改正を実現するための運動を行う。

1．令和8年度税制改正要望に関する対応について

令和8年度税制改正については、国会議員に対する陳情、政党ごとの懇談会等では、令和8年度税制改正に関する要望書（リーフレット）などを使用した（要望リーフレットは令和7年6月幹事会で審議決定）。なお例年、リーフレットとともに作成していた要望書については、内容的には東京会意見書と同様であり、実際の陳情では使用しないため、作成しないこととした。

要望リーフレットは、表面に重要要望事項として、①消費税の複数税率制度を廃止し単一税率制度に戻すとともに、インボイス制度導入に伴う各種特例措置の延長等といった中小・小規模事業者への必要な支援を継続すること。②役員給与税制について見直しを行うこと。③中小企業者等の法人税率の特例の適用期限について延長すること。④雑損控除の適用につき「特定非常災害により生じた損失」については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること。⑤所得税の確定申告期限を延長すること。⑥少子化対策について、税制面での検討を行うこと。以上6項目を掲げ、裏面には税目別に7項目を掲げた。

(1)税理士後援会に依頼し、幹事会構成員が参加して8月4日から8日までの5日間、関係国会議員61名（本人28名、秘書対応・ポスティング33名）に対し、令和8年度税制改正に関する一斉陳情を行った。

(2)日税政と連携して10月23日、関係国会議員62名（本人9名、秘書対応・ポスティング53名）に対し、令和8年度税制改正に関する一斉陳情を行った。

(3)「令和8年度税制改正の動向に関する勉強会」を10月27日、衆議院第一議員会館で開催し会員200名の出席があった（東京会と共催／委託業務）。この勉強会は、各省庁の税制関係担当官から説明を受け質疑応答を行うことで、税制改正の動向について理解を増進するため開催するものである。

財務省、国税庁、金融庁、総務省、経済産業省、中小企業庁及びデジタル庁の担当官から令和8年度税制改正の動向に関する詳細な説明があり、参加者から多くの質問があった。

(4)「税制改正要望フォーラム2025」を11月20日、参議院議員会館で開催し会員114名の出席があった（東京会と共催／委託業務）。このフォーラムは、関係国会議員との意見交換を通じて、各党の税制調査会等における議論の最新動向に関する理解を深めるため開催するものである。

当日は二部構成とし、第一部で稲田朋美衆議院議員（元防衛大臣、自由民主党税制調査会副会長）に「税制改正のあるべき姿」についてご講演いただいた後、第二部として令和8年度税制改正の動向について、浅野哲衆議院議員（国民民主党）、萩原佳衆議院議員（日本維新の会）、塩入清香参議院議員（参政党）のほか、本連盟・東京会の役員も加わり、パネルディスカッションを行った。

(5)令和8年度税制改正について要望するため、国会議員と政党別に懇談会を実施した。政党、開催日等は次のとおりであった（日付順）。

①自由民主党東京都支部連合会主催の「令和8年度　国家予算・税制改正等要望聴取会」が10月29日、自由民主党本部会議室で開催されたので関係役員が出席し、要望を行った。

②自由民主党東京都支部連合会との朝食懇談会を11月5日、自由民主党本部で開催し、国会議員16名の本人出席があった。

③公明党東京都本部との懇談会を11月26日、参議院議員会館で開催し、国会議員3名の本人出席があった。

④立憲民主党東京都総支部連合との懇談会を例年1月下旬頃開催していたが、第51回衆議院議員総選挙が急遽行われることとなったことから、中止した。

(6)以上の活動の結果、令和8年度税制改正においては、下記の項目について本連盟の改正要望の一部を実現することができた。

≪本連盟の要望が一部実現した税制改正項目≫

Ⅰ　適格請求書等保存形式に係る経過措置の見直し

1個人事業者に係る税額控除に関する経過措置（2割特例）

事務負担への配慮がより必要とされる個人事業者に限り、インボイス制度を踏まえて課税事業者となっている場合には、これまでの2割特例の対象となっている個人事業者も含め、納税額を売上税額の3割とする（仕入割合を7割とみなす）ことができる経過措置をさらに2年に限り講ずる（令和9年・10年分申告において利用可能）。

2免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置（8割控除特例）

控除可能割合の特例について、インボイス制度の影響を受ける小規模な国内事業者への配慮として更なる激変緩和を図る観点から、最終的な適用期限を2年延長したうえで、縮減ペース・幅を見直す。

・令和8年10月1日から令和10年9月30日まで　70％
・令和10年10月1日から令和12年9月30日まで　50％
・令和12年10月1日から令和13年9月30日まで　30％

Ⅱ　物価上昇局面における基礎控除等の対応

基礎控除の本則部分については、見直し前の控除額に税制改正時における直近2年間の消費者物価指数の上昇率を乗ずることで調整するという考え方に基づいて基礎控除を適時に見直す。

令和8年度税制改正においては、令和8年・9年分所得に適用される控除額として、基礎控除の本則については現行58万円を62万円に、給与所得控除の最低保障額については現行65万円を69万円にそれぞれ引き上げる。

Ⅲ　少額の減価償却資産の取得価額基準の引き上げ

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる減価償却資産の取得価額を40万円未満（従来：30万円未満）に引き上げたうえで、3年延長する（所得税についても同様）。

(7)「令和8年度税制改正に関する合同セミナー」を令和8年2月4日、東京税理士会館で開催した（東京会と共催／委託業務）。この合同セミナーは、令和8年度税制改正大綱の内容を税理士会員に周知するため開催するものであり、会員181名の出席があった。

当日は、大畑東京会調査研究部長から令和8年度税制改正大綱のポイントを報告してもらった後、若松謙維前参議院議員（公明党）、濱田桂日本税務会計学会副学会長・雪谷支部長のほか、本連盟・東京会役員によるパネルディスカッション「令和8年度税制改正大綱を読む」を行った。なお、合同セミナー出席者には「税制改正関係資料」（東京会からの委託業務）を配付した。同資料は後日、単位税政連はじめ関係各所に配付した。

2．都政に関する要望について

令和8年度の東京都予算審議に当たり都議会各派のヒアリングがあったので、関係役員が出席し、要望を行った。会派・要望日は次のとおり（順不同）。

・都民ファーストの会　東京都議団（9月2日）
・東京都議会自由民主党（9月2日）
・東京都議会立憲民主党（9月2日）
・都議会公明党（9月2日）
・日本共産党東京都議会議員団（9月2日）

3．令和9年度税制改正に関する対応について

(1)中小企業の税制改正要望を踏まえて、本連盟の税制改正要望に反映させるため、「第33回中小企業関係団体との懇談会」を令和8年3月24日、全理連ビルで開催し、中小企業5団体から税制担当者、本連盟・東京会から役員が出席した（東京会との共催／委託業務）。

議題の中で、各団体から令和8年度税制改正に対する評価を聞き、それを踏まえて令和9年度改正においての課題について意見交換を行った。

(2)例年5月に行っていた早期陳情について、飲食料品の消費税ゼロ税率や給付付き税額控除など大きな改正について検討されていることから時期を早めて4月に行うこととし、令和8年4月20日から24日まで及び5月15日の6日間、関係国会議員59名（本人27名、秘書対応・ポスティング32名）に対し、早期陳情を実施した。この早期陳情は、要望事項を税制改正の審議対象とするには、6月公表の「経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる『骨太の方針』）」、8月に公表される各省庁の税制改正要望に盛り込まれる必要があることから、この時期に行うものである。

陳情項目は、①消費税の税率を単一税率とし、低所得者に対する給付金の交付措置により逆進性対策を講ずることを中心に説明した。

(3)社会保障国民会議（いわゆる「国民会議」）は令和8年3月に発足し、全体会議の下に各政党代表者からなる「給付付き税額控除等に関する実務者会議」と大学教授、経済団体役員、全国知事会・全国市長会の役員などで構成される「有識者会議」が設置され、それぞれ検討が行われた。

日税連は4月22日、実務者会議からヒアリングを受け、関係役員が出席し、政策効果面、実務執行面・制度面からの疑問点を挙げ、給付での実施を主張した。

実務者会議は令和8年6月、小野寺五典・実務者会議議長（自由民主党税制調査会長）から、①給付付き税額控除については、令和11年度に「所得に連動したきめ細かな給付」を行う新たな制度を導入し、②それまでの「つなぎ」として、令和9年度4月1日から2年間、飲食料品に係る消費税を1％とする。あわせて上記給付の本格導入に向けた先行的な取組として飲食料品に係る消費税1％相当分の範囲内で「所得に連動したきめ細かな給付」を令和9年度に導入する。③これらの取組により、全体として飲食料品に係る消費税の実質ゼロ化を実現する。との議長案を提示したが結論は得られず、さらに同月24日には議長案と同趣旨の「中間とりまとめ（案）」が示されたが、6月中に国民会議で結論を得ることはできなかった。

(4)本連盟では、各年度の税制改正要望に使用するため毎年、要望書（冊子）及び要望リーフレット（東京会との連名）を作成していたが、本年度は両者とも作成しないこととした。要望書（冊子）については昨年度も作成していなかったが、要望リーフレットについても、全国的に日税連・日税政作成のものを使用するべきであるとの観点から、作成しないこととした。

(5)令和9年度の都政に関する対応について東京都知事、都議会各会派などに要望するため、「都政に関する要望（冊子）」及び「都政に関する要望リーフレット」を作成し、幹事会で審議決定した（令和8年6月）。なお、冊子・リーフレットともに、都政全般に関する要望を先に掲載することとして税制に関する要望と掲載順を入れ替えたこと、冊子「はじめに」を全面的に書き換えたこと、裏表紙を付し本連盟の連絡先等を追記したこと等を変更した。また、要望作成に当たって東京会関係各部から意見を徴した。

> **重点運動5．** 納税者の権利利益を擁護する立場から、税務行政の改善及び適正手続の確立を図る国税通則法の目的規定の改正及び納税者権利憲章を策定するための運動を行う。

(1)納税者の権利利益保護の問題について、税理士会員に本件での議論の経過を知ることによって今後の検討の参考に資するため、「税理士のためのポケットブック2026」に「4 納税者権利憲章について議論の変遷」を掲載した。ここでは、平成22年度税制改正大綱に掲記されたことや平成23年度の国税通則法改正案などについて詳述している。

(2)令和7年1月開会の第217回通常国会における所得税法等の一部を改正する法律案の審議の際、立憲民主党は衆議院・財務金融委員会に所得税法等の一部を改正する法律案に対する修正案を提出した。当該修正案には国税通則法の一部改正案が含まれており、第1条の目的条項の変更や第4条の2を新設して「納税者権利憲章」の作成・公表を行うことが含まれるなど、本連盟の要望に沿ったものとなっており、懇談会等を通じた意見交換の成果が見られたものと評価できる。また令和7年3月、衆議院・財務金融委員会及び参議院・財政金融委員会において、「税務行政において納税者の権利利益の保護を図り、税務行政に対する国民の信頼醸成や適正を確保するため、納税者権利憲章の策定を含め納税環境整備について検討を行い、その実現に努めること。」との附帯決議も付されており、今後もこの実現に向けさらに取り組むこととする。

> **重点運動6．** 本連盟の政策を実現するための真の代表を国会及び地方議会に送るため、単位税政連、国会議員等後援会及び日本税理士政治連盟と連携しつつ強力な運動を行うとともに、国会議員等後援会の設立・運営を支援する。

1．第51回衆議院議員総選挙（令和8年2月8日投開票）

第220回通常国会は、1月23日に召集されたが、高市早苗内閣総理大臣が召集日に衆議院を解散し、第51回衆議院議員総選挙が実施された。

本連盟では、早急に選挙対策を行い単位税政連からの依頼に基づき衆議院選挙候補者41名を推薦し、また全員が日税政からも推薦を受けた。選挙の結果、推薦候補者30名が当選となった（選挙区=27名、比例=3名）。なお通例では、単位税政連会長・幹事長及び税理士後援会の代表者を召集して、推薦状及び陣中見舞金の交付を行うとともに国対委員長による選挙関連法に関する研修会を行っていたが、時間的制約等から日税政作成の「後援会・税政連の選挙運動のためのサブノート」の抜粋版をこれらの者に送付して、選挙違反等がないよう注意喚起した。

また、各党候補の動向を役員間で共有し、街頭演説会などに関係役員が参加した。

2．国会議員等の税理士後援会設立・運営支援

(1)本連盟は、単位税政連の協力を得て、税理士による国会議員等後援会の設立・運営を促進しており、令和7年度末現在、国会議員関係30後援会、地方自治体関係3後援会で合計33後援会が設立・運営されている。

今年度における設立された後援会は1つ、解散した後援会は、4つであった。

(2)所得税の確定申告期間中に東京会の税務支援事業が実施されるに当たり、当該事業への理解を深めるため日税政からの要請に基づき、単位税政連を通して東京会各支部及び税理士後援会と連携して推薦国会議員等による視察を行い、本連盟機関紙第243号に結果を掲載した（述べ8名）。なお、本年度は第51回衆議院議員総選挙が急遽行われることになったので（令和8年2月8日投開票）、視察数が例年より大幅に減少した。

第２号議案　令和７年度収支決算報告承認の件

令和７年度収支報告書
令和７年７月１日から令和８年６月30日まで

（収入の部）　（単位：円）

科目区分	科目	予算額	決算額	差異	摘要
会費	会費	44,671,000	44,737,000	△66,000	令和７年度会費(@5,500×8,134名)
寄付金	寄付金	4,000,000	5,221,340	△1,221,340	税政連サポート募金
	日税政助成金	2,000,000	4,083,440	△2,083,440	日本税理士政治連盟からの助成金
事業収入	機関紙広告料	13,574,000	13,574,000	0	東税協、東税データ他協賛広告、ポケットブック広告（東税協）
	受託事業収入	4,400,000	4,400,000	0	受託事業企画運営費
	その他事業収入	889,000	1,210,000	△321,000	大会祝金・懇親会費、朝食懇談会会費等
	事業収入計	(18,863,000)	(19,184,000)	(△321,000)	
雑収入	雑収入	1,000	4,540	△3,540	受取利息ほか
当期収入合計		69,535,000	73,230,320	△3,695,320	
前期繰越金		31,995,117	31,995,117	0	
収入合計		101,530,117	105,225,437	△3,695,320	

（支出の部）

科目区分	科目	予算額	決算額	差異	摘要
事業活動費	事業費	6,040,000	3,767,782	2,272,218	国対活動関係（懇談会等）、選対活動関係、単位税政連との連携活動、ブロック別会議、セミナー・研修会関係、政策資料・要望書の作成、その他の事業活動に伴う諸費用
	資料作成費	250,000	139,040	110,960	頒布用資料作成
	後援会助成金	1,050,000	650,880	399,120	設立助成金、活動助成金
	単位税政連助成金	400,000	116,500	283,500	活動助成金
	広報活動費	14,800,000	14,479,106	320,894	機関紙発行（年４回）費用ほか
	事業活動費計	(22,540,000)	(19,153,308)	(3,386,692)	
組織活動費	会議費	900,000	728,524	171,476	各種会議等に関する費用
	大会費	6,800,000	6,205,488	594,512	大会関係費用
	旅費交通費	2,000,000	1,746,433	253,567	旅費交通費
	渉外費	2,150,000	1,558,000	592,000	単位税政連、関係諸団体への祝金ほか
	組織活動費計	(11,850,000)	(10,238,445)	(1,611,555)	
日税政分担金	日本税政連分担金	29,269,200	29,244,000	25,200	日本税理士政治連盟への分担金
経常経費	人件費	13,000,000	11,486,142	1,513,858	事務局人件費
	事務費	620,000	443,174	176,826	事務機器、事務用品、ネット環境利用・保守
	事務所費	2,700,000	2,491,336	208,664	事務室賃料、電気使用料、共益費
	通信費	800,000	517,526	282,474	郵便料金、電話・電報料金
	印刷費	2,100,000	1,906,436	193,564	封筒、名刺、振込用紙等印刷代、コピー代
	租税公課	970,000	906,900	63,100	法人税等、消費税等
	雑費	350,000	335,789	14,211	振込手数料ほか
	経常経費計	(20,540,000)	(18,087,303)	(2,452,697)	
予備費	予備費	17,330,917	413,827	16,917,090	パソコン装置一式入替(12/22幹事会承認)
当期支出合計		101,530,117	77,136,883	24,393,234	
当期収支差額		△31,995,117	△3,906,563	△28,088,554	
次期繰越金		0	28,088,554	△28,088,554	

(3)後援会の定期総会、懇談会等に本連盟役員が出席した。
(4)後援会の設立、定期総会及び意見交換会等の開催・実施に関し、当該後援会からの申請に基づき助成金を交付しており、本年度は設立助成金1件、活動助成金20件の実績があった。

重点運動7．マイナンバー制度の運用が申告納税制度に与える影響を検討し、適切に対応する。

マイナンバー制度は、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用するとされ、もって国民の利便性の向上、行政の効率化、公平・公正な社会の実現に資するものとして導入された。当該制度が税の分野で活用されるに当たり、その目的に反し租税制度の適正な運用に支障を生じることのないよう、また税理士制度の健全な発展を阻害することのないよう注視した。

重点運動8．単位税政連、東京税理士会及び同支部との連携を図り、組織強化及び財政基盤確立のため必要な施策を強力に推進する。

1．組織強化策の策定及び実施等

(1)本連盟は一昨年12月、長く続く組織率低迷の状況を打開するため組織強化策《手引き》を策定、各単位税政連及び東京会に協力・連携を求め、組織強化策を強力に推進した。会長、幹事長はじめ役員が支部幹事会等に出席し直接、支部役員・会員に本連盟の現状を説明し理解と加入を依頼した。未加入者にはその場で加入届を提出してもらった。また、支部会員の加入促進の前提として支部役員の全員加入が求められるとの認識から、各単位税政連に支部役員の加入促進の目標を設定してもらい、達成した場合には助成金増額の措置を行うこととした。しかし、目標設定時点で既に支部役員の全員が加入済である単位税政連があるなど、全単位税政連で支部役員の全員加入という目標は達成できていない。

さらに、本連盟の認知度向上と加入促進のため「加入促進リーフレット」を作成し「東京税理士界」12月号に同封し、東京会の全税理士会員に送付した。

これらを踏まえ令和8年度においても組織強化を強力に推進するため、令和8年度版税理士政治連盟組織強化策《手引き》を作成した（令和8年6月幹事会で審議決定）。

(2)全単位税政連を衆議院小選挙区の区割りを基に3つのブロックに分け、「ブロック別単位税政連会議」を開催した（12月5日、16日、18日）。

当該会議では、本連盟、単位税政連、国会議員等後援会の役員及び東京会の支部長が出席し、意見交換を行った。特に前項に記載した組織強化策について本連盟から説明し、質疑応答を行って趣旨の徹底と各単位税政連からの意見を徴することに努めた。また、昨年度に比し会員増強に努めた16単位税政連を表彰した。

(3)東京会の税理士証票交付式において、役員が本連盟の紹介と加入勧奨を行った。さらに単位税政連役員に輪番で出席してもらい意見交換会を実施した後、本連盟役員とともに加入勧奨を行った。なお、「税理士のためのポケットブック2022」を加入勧奨用として出席者に配付した。

また、上記(1)に掲記した組織強化策の一環として、令和7年1月から役員の本連盟紹介及び加入届をアンケートとして出席者全員に提出を依頼するなど変更した結果、それまで出席者の10%程度だった加入者が40%前後になった。ただし、この加入実績が必ずしも各単位税政連の会員増に直結していない現状があり、令和8年度においては新入会員の加入促進について、さらに注力することとしている。

(4)支部・単位税政連間の連携をより強固にして税政連の組織強化策を有効に機能させるため、支部長・単位税政連会長連絡会議を7月、東京税理士会館で開催した。会議には加藤東京会会長らも出席し、税理士会支部・単位税政連との連携等を訴えた。会議終了後、当該組織強化策及び所収した書式等を各単位税政連会長・幹事長、事務局にデータで提供した。

(5)東京会の協力の下、同会の支部長会、理事会に会長、副会長又は幹事長が毎回出席し、本連盟の活動報告を行った。また同様に、ブロック役員連絡協議会の全てに会長、副会長又は幹事長が出席し、本連盟の現状及び支部における加入勧奨の方法などについて説明を行った。さらにブロック主催のブロック大会に関係役員が出席し、加入勧奨などを行った。

(6)東日本六税政連役員連絡協議会が4月14日、東北税政連担当により①後援会活動の現況と課題、②後援会活動の活性化のための対策をテーマにホテルメトロポリタン仙台で開催されたので、関係役員が出席し意見・情報交換を行った。

(7)税理士関係団体との協議を通じて、所属する税理士会員への加入勧奨を行う活動の一環として、税理士桜友会（令和8年4月1日／東京税理士会館）、TKC東京5政経研究会（令和8年5月19日／TKC東京本社）と懇談会を開催し、それぞれの組織運営、単位税政連への加入促進等について意見交換を行った。

2．本連盟規約等の一部改正について

(1)規約改正検討PT（矢ノ目忠座長）を11月に設置し、本連盟規約の見直しを行うこととした。

検討の結果、総務会のあり方や、本連盟事業の見直し・整理、単位税政連との関係の再構築、会費納入会員の名簿の提出要請等、多くの条文の改正、新設が必要であるとして、全面的な見直しを行った。その結果、別掲第3号議案「東京税理士政治連盟規約の一部改正承認の件」のとおりとりまとめた。

(2)規約以外の規則等についてもPTで網羅的に見直しを行い、現行14ある規則・規程を整理し、9規則・規程とすることとした。なお、これらの規則等については、第60回定期大会後の幹事会で議決することとした。

3．単位税政連の規約改正の検討状況について

(1)組織強化の一環として、単位税政連規約について、当該支部の区域内に事務所を有する（又は執務する若しくは所属する）税理士会員を会員として組織する旨の改正が必要であるとの結論を得たことから、単位税政連規約（ひな型）の一部を改正し、平成30年6月1日付で各単位税政連にひな形に沿った規約改正に向けた検討を行うよう依頼している。以後も単位税政連会長・幹事長会議等で改正を呼びかけている。

令和7年度末までに規約改正を行った単位税政連は33となっている。

(2)本連盟規約の見直しに併せ単位税政連規約（ひな型）についても、①本連盟規約との整合性（特に第2条、第3条）、②本連盟と単位税政連及び単位税政連間の会員情報の共有（会費納入会員の名簿）、③会費の特例の統一化（入会月の切り上げ、退会月の切り捨て）、④文言修正等の観点から全面的に見直すこととし、改正案を作成した。改正手続については、本連盟の規則等と同じく定期大会後の幹事会で行うこととした。

6面へ続く

申込受付中です！（次回募集は来年1月）

個人年金

・税理士、事務所職員の方が個人で加入できます。
・新規加入は７４才まで、
積立は８５才まで可能。

9/30（水）申込書必着

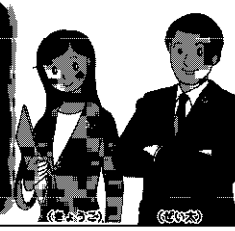

● 旧個人年金保険料控除が適用。
● 月掛１万円から最高50万円まで
● 別途積増金制度あり
（1回につき10万円から最高500万円まで）
● 最長８５才まで積立可。
受取方法は受給時に選択可能

にちぜいきょうさい
日本税理士共済会
〒141-0032 東京都品川区大崎1丁目11番8号 日本税理士会館5F
TEL 03-5740-0321
http://www.zeirishikyosai.com
日本税理士共済会は、公益財団法人日本税務研究センターが運営する「日税研通信ゼミ」を支援しています。

5面から続く

4. 財政基盤の確立について

(1)本連盟（単位税政連）の組織率が長期間逓減している現状に鑑み、一昨年から本格的に組織強化策を実施しているところであるが、複数ある単位税政連の会員数のどれを元に施策を行うかといった根本的な課題があった。そこで12月のブロック会議で当該年度の会費納入会員の数について報告したことを契機に、会費納入会員数を基本とすることを幹事会において決定し、今般の本連盟規約の改正案にも盛り込んだ。以降は、会費納入会員数を基に組織強化策を策定するなどとすることとする。

(2)組織・財政両面での基盤づくりの一環として、平成8年度から実施している「税政連サポート募金」を今年度においても実施した。4回発行した機関紙に振込用紙を同封し、東京会の全税理士会員に協力を依頼した。このうち5月号は封筒を使用し送付した結果、最後の募金額が一番多かった。また初めて、「サポート募金リーフレット」を作成し、東京会会報「東京税理士界」8月号に同封したところ、通常二桁台前後の同月の寄附件数が100件超の件数となった。

これらを行った結果、令和7年度のサポート募金の総額は令和2年度以来500万円を超え522万1340円となり、予算額を上回った。

本募金は、税理士会員の絶大な協力により、単位税政連からの会費収入の補完的な役割を十分に果たした。

5. 「税理士のためのポケットブック2026」の作成・配付

東京会の会員の業務執行に資するため、「税理士のためのポケットブック2026」を作成し、東京会会報「東京税理士界」令和8年3月号に同封して全税理士会員に送付した（東京会からの委託業務）。

本年度版は、税法に関する新しい情報や税理士が日々の業務を行う際に必要と思われる項目を収録したほか、融資制度や雇用・労働分野の助成金は、QRコードを掲載するなど資料性にも配慮した。また、構成を全般的に見直し、掲載順を変更するなどした。

6. 定期大会研修会の開催

第59回定期大会開催に先立ち9月18日午後1時から、猪瀬直樹（作家）を講師に研修会「この国のゆくえ」を開催した。また、猪瀬議員の近著（サイン入り）を研修会会場外で東京税理士協同組合が販売した。

7. 「拡大幹事会」の開催

東京会副会長及び単位税政連会長から、現行34名の幹事会を有効に機能させるためには構成員の増員が必要ではないかとの問題提起があったため、規約改正の必要性を調査するため、幹事会・単位税政連代表者会議（拡大幹事会）を昨年度同様開催した。その結果、本会議の趣旨が浸透していないこと（単位税政連会長・幹事長に限らず出席してほしいこと）、今後とも開催すべきとの強い意見がなかったこと、幹事会を拡大し継続して開催するには本連盟の負担が大きいことなどから、今後は開催しないこととし、従来開催していた単位税政連会長・幹事長会議を規約に明定し積極的に活用することとした。

重点運動9．国及び地方公共団体の公会計制度改革（複式簿記・発生主義会計）の実現のための運動を強力に行う。

1. 公会計制度改革については、令和8年度都政に関する要望書及び要望リーフレットに「複式簿記・発生主義による新公会計制度導入の普及・推進」を掲げ、平成18年4月から複式簿・発生主義会計を導入している東京都では、都内の各自治体においても同様の会計制度の導入を普及・推進されたい旨要望した。

同要望書及び要望リーフレットは9月、東京都議会各会派に手交した。

2. 複式簿記・発生主義会計による新公会計制度の導入の普及・促進について、東京都知事に文書で要望するとともに令和8年度都政に関する要望書及び要望リーフレットを送付した（9月）。

重点運動10．国民に信頼される民主的な租税制度の発展に資するため、租税教育及び簿記会計の普及促進のための運動を行う。

1. 令和8年度都政に関する要望書及び要望リーフレットに「租税教育の普及・促進」を掲げ、要望した。また、都内の小・中、高校において租税教育を実施する場合、東京会が推薦する租税教育講師名簿に登録された会員を活用するよう、合わせて要望した。

同要望書及び要望リーフレットは9月、東京都議会各会派に手交した。

2. 令和5年12月14日に公表された「令和6年度税制改正大綱」（自由民主党・公明党）において、「第三　検討事項7に」納税者自らによる記帳が適切に行われる環境を整備することは、（中略）重要である。」「記帳水準の向上、トレーサビリティ能性の確立の観点から、（中略）複式簿記による記帳や優良な電子帳簿の普及・一般化のための措置、記帳義務の適正な履行を担保するため（中略）更なる検討を早急に行い」と記載された。

本連盟では、要望実現のため、引き続き運動を行った。

重点運動11．被災者に対し、より一層の税制面からの支援を可能とするための税制改正に向けた運動を行う。

(1)平成23年発生の東日本大震災以降、本年度まで人的被害の大きかったものだけをみても10以上の災害が発生しており、これらの災害で被災した者の税制面での救済は必要不可欠となっている。

令和8年度税制改正に関する要望では、「雑損控除の適用について『特定非常災害により生じた損失』については、控除の順番を見直すとともに、繰戻還付制度を創設すること」を掲げ、運動を展開したが改正に至らなかった。なお、日税連の令和9年度税制改正に関する建議書においても重要建議項目として取り上げられているので、令和8年度においても引き続き運動を行うこととする。

(2)所得税法等の一部を改正する法律案に対する衆議院・財務金融委員会及び参議院・財政金融委員会において令和7年3月、「災害による担税力の喪失を勘案し、被災者の負担軽減及び実額控除の機会を拡大する観点から、個人の有する住宅、家財等につき災害により損失が生じた場合における控除の在り方について、当該損失を当該個人の所得から人的控除の後に控除することができる、独立した所得控除の制度の創設等の対応を含め必要な検討を行い、その実現に努めること。」が附帯決議として付された。

重点運動12．税理士に期待される社会的役割を踏まえて、その職能を活かした登録政治資金監査人、地方自治体・地方独立行政法人等の監査委員等、市区町村における審理員などの公益的業務に登用されるよう、単位税政連、東京税理士会及び同支部と連携して、関係団体へ働きかけを行う。

1. 政治資金規正法改正について

政治資金規正法改正審議に当たって、日税連・日税政が陳情した結果、衆参両院の政治改革に関する特別委員会採決時において「政治資金の適正化・透明化を図るため、適時に、正確な会計帳簿の作成や、複式簿記の導入などを含め、会計の在り方について検討を行うこと。」という附帯決議が付された（令和6年6月）。

2. 登録政治資金監査人について

東京都内における登録政治資金監査人の登録者は、令和8年6月30日現在で15338人であり、そのうち東京会会員である税理士は898人である。

3. 税理士の積極的な登用

(1)税理士の登用については、①都道府県、政令指定都市、中核市に対する現行の外部監査に関しては、条例を制定している自治体が少ない、さらに②都内23区内に税理士の行政不服審査委員が少ないことから、令和8年度都政に関する要望書及び要望リーフレットにおいて、「税理士の積極的な登用」として取り上げた。

同要望書及び要望リーフレットは9月、東京都議会各会派に手交した。

(2)税に関する行政不服審査・審理員への税理士登用について、東京都知事に文書で要望するとともに令和8年度都政に関する要望書及び要望リーフレットを送付した（9月）。

重点運動13．本連盟の活動状況の広報を充実するため、積極的な活動を行う。

1. 機関紙の発行について

(1)機関紙「東京税政連」を第240号から第243号まで発行し、税理士法改正、税制改正の動向等のほか、税理士後援会の活動について積極的に周知を図った。

さらに、税制改正要望をはじめ本連盟の政策や活動に関する各種資料やレポート、諸問題に関する解説記事等を掲載し、会員並びに関係各方面の理解と協力を得るために重要な役割を果たした。

(2)本連盟の活動状況を周知するため、関係国会議員・都議会議員（各党本部等含む）等138名に機関紙を送付した。

2. ホームページの運営について

ホームページに、本連盟の各種要望書、説明資料や機関紙、活動報告などを掲載して、広報活動を促進した。

3. その他

東京会会報「東京税理士界」に記事及び案内を掲載、又は資料等を同封した。

税政連サポート募金のお礼

皆様には「税政連サポート募金」にご協力いただき、心よりお礼申し上げます。

令和7年度は5,221,340円のご寄付をいただきました。皆様からの浄財は、本連盟の活動のため、有効に使わせていただきます。

皆様におかれましては、今後とも単位税政連及び東京税政連をご支援くださいますよう、お願い申し上げます。

ありがとうございました。

東京税理士政治連盟
会　長　平井　貴昭
役員　一同

支部長・単位税政連会長連絡会議を開催

本連盟は7月9日、支部長と単位税政連会長との連絡会議を東京税理士会館で開催した。

この会議は、東税政及び単位税政連の組織強化を図ることを主な目的としている。

平井会長から、本連盟の組織率は約33%まで下落しており、組織強化のため特に新入会員の加入勧奨及び大手税理士法人の加入勧奨に力を入れているところである。支部及び単位税政連が連携し、会員を一人でも多く増やしていただきたいとのあいさつがあった。

加藤東京会会長から、税理士会の税制改正に関する意見は納税者の要望を踏まえて決められているが、要望が実現した際には税理士全員がその恩恵を受けることとなる。全ての会員に東税政の組織強化にご協力いただきたいとのあいさつがあった。

会議では、単位税政連の組織強化施策並びに東京税理士政治連盟規約及び〇〇税理士政治連盟規約（ひな型）の一部改正について説明を行い、これに対する質疑応答及び意見交換を行った。

あいさつする加藤東京会会長

“あすの税政連”を支援する

「税政連サポート募金」にご協力をお願いします

1口　5,000円

本連盟は、国民のための税理士制度及び租税制度を確立するために必要な政治活動を行っています。

「税政連サポート募金」は政治資金規正法の規定により、個人の方を対象としております。法人にお勤めの方も、個人名をご記入ください。また、日本国籍を有する方に限らせていただきます。（規正法第21条、第22条の5）

※郵便振込用紙を同封しておりますので、ご利用ください。振込手数料はかかりません。

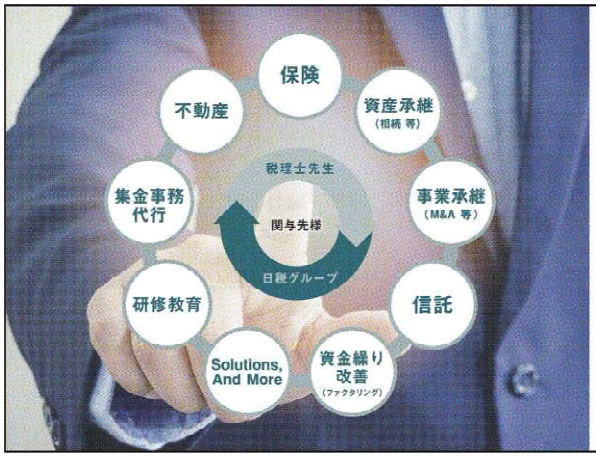

そうだ、日税に聞こう

『税理士とその関与先のために』
創業以来の理念です。
日税グループは、この理念のもと、
税理士先生とご一緒に関与先企業の発展を支え、
そこに関わる全ての方々を豊かにすることで、
日本社会に貢献してまいります。

日税グループ

㈱日税ホールディングス　㈱日税ビジネスサービス　㈱日税不動産情報センター　㈱共栄会保険代行
㈱日税サービス　㈱日税経営情報センター　㈱Doitプランニング　㈱日税信託

私のスナップ

おいしい日本酒

久保田　孝徳（江戸川北）

私の生きがいの一つに「おいしいものを頂く」というのがあります。

食事もさることながら、おいしいお酒、特に冷酒が好きで数多の銘柄を呑んできましたが、私見でランク付けすると、ここ数十年3位を大きく引き離し、不動の同率首位の銘柄が2種類あります。

御存じの方も多いと思いますが、一つは山形県の高木酒造株式会社が造る「十四代」、もう一つが福井県の黒龍酒造株式会社が造る「黒龍」です。

一口に「十四代」「黒龍」といっても、その種類は多岐にわたり、置いてあるお店も少ないのですが、レアものであれば出会う機会はさらに少なくなります。

先日、事務所の打ち上げでお邪魔した小料理屋さん。

その時期の日本酒や地酒など、メニューにない酒も取り揃えているお店で、今回は黒龍のレアものがあるという事で、写真の銘柄になるのですが大当たりでした。

美味い料理とおいしいお酒、不思議と良いお酒は深酒しても次の日に残りません。

今度出会えるのはいつか、何の銘柄か、を期待しながら酷暑を乗り切るべく今日も仕事に励んでおります。

（左から）黒龍『しずく』、黒龍『龍』、黒龍『純米大吟醸』

税理士後援会の活動

【掲載は開催日順】

R8・5・15　税理士による石原ひろたかを囲む会　表敬訪問

R8・6・24　税理士による山田美樹後援会　総会

R8・7・8　平将明を囲む税理士の会　第18回定期総会

R8・7・13　税理士による石原ひろたかを囲む会　定期総会・懇親会

R8・8・4　萩生田光一を支える税理士の会　定期総会

ほのぼの喫茶室【遅れて来た夏休み！】

構成／菅乃廣　画／ながさわとろ

ぎょえん

〝ホエールスイム〟ってご存じですか？

私は毎年夏に奄美大島に渡り、ある生き物を探して旅をしています。

奄美地方周辺には毎年1月から4月上旬にかけて繁殖活動と子育てのためにザトウクジラが回遊してきます。また、沖合約15キロの奄美海盆と呼ばれる水深950メートルの海域には年間を通してマッコウクジラが回遊しています。その野生のクジラをガイド船から海にダイブして、素潜りで一緒に泳ぐことをホエールスイムと呼んでいます。

「探して…」と言うのも、マッコウクジラは奄美海域に192群320頭が生息しているとされていますが、実際には広大な海域の更に水深1000メートル近くでの捕食活動を40分～60分間続け、わずか10分程度水面に浮上する習性ゆえに遭遇することは至難の業だから。現に2024年、2025年は一日中探し続けても水中でのスイムには至りませんでした。そして迎えた3年目の今年、ついに奇跡の瞬間が訪れ、地球上で最大級の動物（哺乳類）であるマッコウクジラ（全長12メートル）との至近でのスイムが実現したのです。（T・I）

編集点描

日本最西端・与那国島へ行ってきました。夕日を眺めたり島グルメを堪能したりと楽しみはたくさんありますが、特に与那国馬の乗馬体験がおススメです。30分のスパルタレクチャーを受け、試験に合格すればたった一人で馬を操ることになります。約2時間のジャングルコースは、最近のたるんでいる心と体にしっかり鞭をいれてくれました。小学生でも立派に乗れています。最果ての離島ですが、飛行機が石垣島と那覇から一日5往復あるのでとても便利です。ぜひ一度訪れてみてください。（江戸川南・権田）

六月下旬、三泊四日で世界自然遺産・屋久島を訪れました。縄文杉まで歩き、夜にはウミガメの産卵も見学しました。長い年月を重ねてきた森と豊かな海に囲まれた島では、自然を守りながら暮らしていくことの大切さを改めて感じました。こうした美しい自然は、多くの人の努力やさまざまな支えによって守られ、未来へ受け継がれている。その支えの一つに、私たちが日々納めている税もあるのだと思う。いつもの仕事を少し違った視点で見つめ直す良い機会になりました。（江東西・松原）

多くの関与先経営者が求めたもの。
それは、「月次決算」直後の「業績速報」でした。

1万1千名超の税理士集団 TKC全国会
会計で会社を輝くする TKC全国会

月次決算速報サービスの利用関与先社数が急増中！

物価や人件費、光熱費などの変化が激しい時代。利益の確保に向けた固定費の見直しなど、月次決算による意思決定の早期化が求められています。
そこで力になるのが、月次決算速報サービス。「月次決算」直後の最新業績を社長のスマホで“見える化”。外出先や出張先にいても経営者のスマホにいち早く最新の業績をお届けすることで、スピーディーな経営判断をサポート。経営者の心強い相談相手である税理士の必須ツールです。

TKC全国会　〒162-8585 東京都新宿区揚場町2番1号 軽子坂MNビル4階　Tel 03-3235-5511　Web https://www.tkc.jp/

TKCの「クラウド会計ソフト」+「月次決算速報サービス」で中小企業をもっと元気に！　詳しくは 月次決算速報サービス 検索

VIP大型総合保障制度と全税共年金の普及推進

2026東京地区における
全税共第41回

全国統一キャンペーン

税理士業界発展の一助となるキャンペーンにご協力をお願いいたします

キャンペーン期間
令和8年9月～11月

全国統一キャンペーンは、**「VIP大型総合保障制度」**及び**「全税共年金」**を推進することを目的に始まり、このたび第41回を迎えました。

このキャンペーンの成果は、研修会費用や支所交付金、直営売店での書籍の1割引販売等、様々な形で還元され、税理士業界発展の一助となっています。

上記キャンペーン期間中にキャンペーン参加生命保険会社営業職員の訪問があった際は、関与先紹介カードをご活用いただくなど、本キャンペーンにご協力いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

キャンペーン参加生命保険会社

朝日生命　第一生命　日本生命　ジブラルタ生命　明治安田生命　住友生命
メットライフ生命　SOMPOひまわり生命　アクサ生命　富国生命　三井住友海上あいおい生命

関与先をご紹介ください

「関与先紹介カード」のご利用をお願いいたします

ご紹介いただける関与先様がいらっしゃいましたら、右掲の「全税共関与先紹介カード」のご利用をお願いいたします。**紹介カードのご提出に応じ所定の記念品をお送りします。**詳細については本組合事務局にお問い合わせください。

10/15木まで

予約特価で受付中！税務手帳・税務日誌・職員執務日誌

お申込み方法についての詳細は、組合員・準会員の皆様に9月上旬にお届けするご案内をご参照ください。

税務手帳 2027年版

予約特価 **913円**

10月16日以降は
組合員価格 990円

税務日誌

予約特価 **2,170円**

組合員価格
2,426円

職員執務日誌

予約特価 **2,035円**

組合員価格
2,079円

お買い上げ5,000円以上で送料無料！

税務手帳や税務日誌に**名入れ**いたします

税務手帳50冊以上、税務日誌30冊以上で
事務所名・住所・ロゴマークなどが名入れできます 押捺料4,500円
※税務手帳60冊、税務日誌40冊以上は**押捺料無料**

※価格はすべて税込です。

税理士事務所ならではの人材採用の課題を解決！会計パート派遣は「エンプロ」にお任せください

簿記の有資格者や経理・会計事務の実務経験者など、**即戦力となる人材**が仕訳入力、月次・年次決算、給与計算、確定申告など、**お客様のニーズにあわせ幅広い業務をしっかりサポート！**

税理士事務所に選ばれている「会計パート派遣」の3つのポイント！

その1
長期間の人材派遣から、繁忙期の短期限定の派遣まで可能！
1月～3月の確定申告時期のみの期間限定活用もできます。

その2
派遣を活用後、直接雇用への転換も可能。社員登用を見越せます。
能力・スキル・人柄を確認した上で採用することができます。

その3
登録スタッフを対象に会計事務に関する基礎研修など、人材教育にも力を入れています。
記帳入力基礎講座など、登録者を対象に研修を実施しています。

詳細・お問い合わせ
enpro 資料請求・料金表のお問い合わせ **TEL 0120-974-168** エンプロ 検索
エンプロ株式会社　東京オフィス　〒100-0005 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号 新国際ビル2階（225B）

東京税理士協同組合

営業時間／AM9:00～PM5:00 月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）
https://www.tozeikyo.or.jp

組合事務局
〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1　東京税理士協同組合会館
TEL 03(5363)2011(代)　FAX 03(5363)2008

直営売店
〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-6　東京税理士会館1階
TEL 03(3354)6141(代)　FAX 03(3354)6446